

熱中症対策の推進について

★ 令和5年度までの和光市の主な熱中症対策について

・ 熱中症情報発信

暑さ指数(WBGT)28以上の日はSNS(X,LINE)を使用して注意喚起を実施。

《発信内容》

暑さ指数(WBGT)28～30 → 嚴重警戒

暑さ指数(WBGT)31～32 → 危険

暑さ指数(WBGT)33以上 → 熱中症警戒アラート

・ わこうクールオアシス

埼玉県の実施する「まちのクールオアシス」事業に賛同し、熱中症対策のために、市内公共施設等を「わこうクールオアシス」として指定。

《取り組み内容》

① 暑さの厳しい夏の日中に外出している方に、冷房の入ったスペースを一時的な休憩所として提供。

② 熱中症予防についての情報を発信。

⇒熱中症対策については、国をあげて普及啓発に取り組んできたが、死亡者数は増加傾向。

今後、更に地球温暖化が進めば、極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれることから、法的裏付けのある、より積極的な熱中症対策を実施することとされた。



★ 令和6年度以降の熱中症対策について

気候変動適応法改正

- ・ 気候変動の影響により、国内の年平均気温が上昇
- ・ 国内の熱中症による救急搬送者数や死亡者数が、高い水準で推移



上記の事情を勘案し、気候変動適応法を改正(令和6年4月1日全面施行)

※熱中症対策を法に位置付け、熱中症対策を強化

主な改正の内容

熱中症特別警戒情報 (熱中症特別警戒アラート)の創設

- 「熱中症警戒アラート」の一段上に位置付けられる。
- 都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が35※(予測値)に達する場合に発表する。
※暑さ指数(WBGT)は、現行アラート同様、四捨五入した値
- 運用期間は4月第4水曜日～10月第4水曜日
- 都道府県知事は、当該通知を受けたときは、市町村長にその旨を通知しなければならない。また、市町村長は当該通知を住民等へ伝達しなければならない。

暑熱避難施設(クーリングシェルター) 指定・公表

- 熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、市町村内の冷房施設を有する施設を指定暑熱避難施設として指定するもの(市町村長が指定)。
- 熱中症特別警戒アラート発表期間中、一般に開放する。
- 指定暑熱避難施設は、あらかじめ「解放することができる日及び時間帯」を公表する。
- 民間施設等を指定する場合は、協定を締結する。

熱中症対策普及団体の指定

- 熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を熱中症対策普及団体として指定するもの(市町村長が指定)。
- 熱中症対策普及団体は以下の事業を行う。
 - ① 熱中症対策について、事業者及び住民に対する普及事業を行うこと。
 - ② 熱中症対策について、住民からの相談に応じ必要な助言を行うこと。

★ 暑さ指数(WBGT)35とは、過去に例のない暑さであり、海外では死亡者数が増加した事例もあり、人の健康に重大な被害を生じる恐れがある。また、県の試算では救急搬送者数が急増し、新型コロナウイルス感染症流行期の救急搬送者数を超えることが予想されている。

★ 熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)

熱中症特別警戒情報の概要

一般名称:熱中症特別警戒アラート

発表基準:都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が35※(予測値)に達する場合

※暑さ指数(WBGT)は、現行アラート同様、四捨五入した値

運用期間:4月第4水曜日～10月第4水曜日(熱中症警戒アラートも同様)

【市町村長の役割】

都道府県から熱中症特別警戒情報の通知を受けたときは、当該通知に係る事項を住民及び関係のある公私の団体に伝達しなければならない。

【令和6年度の和光市の取り組み】

○ 熱中症特別警戒アラート発表に備え、発表時に関係部署、市民への適切に情報伝達をするためのフローを整備(発表時の市民周知には防災行政無線、防災・防犯情報メール、市HP、SNS等を活用)

○ 市HP、広報わこう、駅前デジタルサイネージ等を活用し、熱中症特別警戒情報の制度周知を実施

★ 暑熱避難施設(クーリングシェルター)指定・公表

暑熱避難施設(クーリングシェルター)指定基準

- ・ 熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、市町村内の冷房施設を有する施設を指定暑熱避難施設として指定(市町村長が指定)。
- ・ 熱中症特別警戒アラート発表期間中、一般に開放する。
- ・ 指定暑熱避難施設は、あらかじめ「解放することができる日及び時間帯」を公表する。
- ・ 民間施設等を指定する場合は、協定を締結する。

【わこうクールオアシスとの違い】

埼玉県と市で協力を呼び掛けている「わこうクールオアシス」は、法定のものではないが、熱中症予防のために、夏季外出時(令和6年6月1日から9月30日まで)に暑さをしのぎ涼むことができる一時休息所。

指定された施設は熱中症特別警戒アラートが発表されていない時でもクールオアシスとして利用できる。

★ 暑熱避難施設(クーリングシェルター)指定・公表

【令和6年度の和光市の取り組み】

- 市HP、広報わこう、駅前デジタルサイネージ等を活用し、クーリングシェルターの周知を実施。
- 年度当初に市内公共施設(27施設)を指定するとともに、民間企業との協定締結を進め、令和6年度には4つの民間企業の施設(7施設)をクーリングシェルターに指定。
- 指定したクーリングシェルターに簡易な熱中症対策用品を配布。(公共施設のみ)

【市内のクーリングシェルター 一覧】

○ 公共施設(27施設)

市役所庁舎、健康増進センター、図書館、高齢者福祉センター、体育館、コミュニティーセンター、地域センター、児童館など

○ 民間施設(7施設)

- ・ ウエルシア薬局和光丸山台店(調剤待合室)
- ・ ウエルシア薬局和光本町店(調剤待合室)
- ・ ベルク和光白子店(イートインスペース)
- ・ ベルク和光西大和店(イートインスペース)
- ・ ベルク光が丘店(イートインスペース)
- ・ イトーヨーカドー和光店(2階フロア共用スペース)
- ・ レインボーモータースクール(1階ロビー)